

## 9月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和元年9月26日（木） 午後2時00分～午後2時55分
- 2 場 所 南部地区構造改善センター 会議室1
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏  
委 員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 田中ゆかり  
事 務 局 教 育 次 長(鈴木 徹) 教 育 総 務 課 長(太田英明)  
学 校 教 育 課 長(鈴木聖慈) 幼 児 教 育 課 長(小野田剛士)  
社 会 教 育 課 長 代 理 (吉原 淳) スポーツ・文化課長(岡本 聡)  
図 書 館 係 長(原田満由美) 教 育 総 務 係 長(木下靖義)
- 4 報 告 第 40 号 湖西市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則  
第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象  
となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例制定に  
ついて  
第 41 号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に  
伴う関係条例の整備等について  
第 42 号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部改正について  
第 43 号 新居関所史料館条例及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例  
の一部改正について
- 5 議 案 第 18 号 湖西市立学校の校医等に関する規程の制定について  
第 19 号 市長の権限に属する事務の委任に係る協議について  
第 20 号 新居関所史料館条例施行規則及び新居宿旅籠紀伊国屋資  
料館条例施行規則の一部改正について  
第 21 号 湖西市立幼稚園保育料徴収規則の廃止について

午後2時00分開会

**(渡辺教育長)** 出席は5名、定足数に達しているので、令和元年9月湖西市教育委員会定例会を開会する。審議に入る前に、事務局から報告の申出があったので、事務局の発言を認める。教育総務課長。

**(教育総務課長)** 8月の教育委員会定例会において承認頂いた議案第15号「令和元年度湖西市一般会計補正予算(第3号)要求について」、9月17日開催の湖西市議会9月定例会本会議において、一般会計予算のうち教育委員会関係予算、歳入、1,388万円、歳出、2,163万7,000円が要求どおり可決されたので、報告する。

以上。

---

**(渡辺教育長)** それでは審議に入る。

報告第40号「湖西市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例制定について」、事務局の説明を求める。

**(幼児教育課長)** 報告第40号「湖西市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例制定について」、湖西市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例(令和元年湖西市条例)を別紙のとおり制定したので報告する。令和元年9月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この条例は、幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設を、国の保育基準を満たす施設に限定しようとするものである。認可外保育施設は、県への児童福祉法に基づく届出がされていれば、5年間は国が定める保育基準を満たしていない施設であっても無償化の対象となるが、条例により市が保育基準を定めれば、国の基準を満たしていない施設は無償化の対象としないことができる。認可外保育施設を利用する児童への保育の質の確保と、施設に安全・安心の一定の水準を設けること、また、保育の質を伴わない認可外保育施設の運営を制限するため、この条例を制定する。第1条は、この条例の趣旨についての規定である。第2条は、施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲を限定する規定である。施設等利用費とは、認可外保育施設を利用する無償化対象児童の世帯に対して市が支給する補助金である。第3条は、市が定める無償化対象施設の基準は、国の基準以上のものとする規定である。附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行する。現在、市内には4つの認可外保育施設があるが、いずれも国の基準を満たしている事業所内保育施設である。

なお、この条例は、現在のところ県内では湖西市だけが制定しているようだが、県外においては、国が定める経過措置期間の5年を、千葉市が1年として9月19日に議決し、京都市では1年6ヵ月として12月議会に上程するとのことである。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(河合委員)** 認可外保育施設について、市内では国の基準を満たしていない施設はないということでしょうか。

**(幼児教育課長)** そのとおりである。

**(渡辺教育長)** 市内の認可外保育施設はどこか。

**(幼児教育課長)** 市立湖西病院院内保育所、浜名病院院内保育所、デンソーきらきら保育園、プライムアースE Vエナジーモリの子保育園の4施設がある。

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第41号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等について」、事務局の説明を求める。

**(幼児教育課長)** 報告第41号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等について」、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例を別紙のとおり整備等したので報告する。令和元年9月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この条例は、4つの条例の一部改正と1つの条例の廃止をするものである。第1条は、湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部改正で、国が定める新たな用語に改めるものである。第2条は、湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、国が定める新たな用語へ改めるとともに、給食費についての規定等を国の基準に沿った規定に改めるものである。第3条は、湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正で、条例の題名を改めるとともに、湖西市が設置する保育所及び幼稚園における給食費の上限を国の想定額の7,500円とし、その範囲内で規則で定める額を徴収することや給食費の減免についての規定を改めるほか、3歳児以上の保育料の無償化のため、別表を改めるものである。第4条は、湖西市立保育所条例の一部改正で、保育所の3歳児以上のこどもの給食費が実費徴収になることに伴い、3歳児以上の未就学児が保育所の一時預かりを利用した場合についても1日当たり250円の給食費を上乗せし、利用者負担額を1日当たり1,250円に改めるものである。第5条は、湖西市立幼稚園保育料徴収条例は、無償化により幼稚園の保育料を徴収する必要がなくなるため、廃止するものである。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(河合委員)** 保育料が無償化されるが、その中に教材費等は含まれるのか。

**(幼児教育課長)** 教材費については実費徴収となる。

**(教育次長)** すべての園で一律の金額でない教材費などは、不公平になるため実費徴収となる。

**(河合委員)** 市内公立保育園で、教材費を一律にしたり、特色を出すような取り組みを今後予定しているか。

**(幼児教育課長)** 教材費については、各園から高いとか低いとかいう意見は出ていないため、今のところ変える考えはない。10月から無償化が開始されるので、保護者から意見が出されることはあるかもしれない。

**(河合委員)** 保育料の上限額があるため、一時預かり保育も増えることが予想されるが、それに伴う人員配置をするのか。

**(幼児教育課長)** 一時預かり専任の保育士を配置しており、夏季などの長期休園時は他園からの応援職員で対応しており十分対応できると考えている。

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第42号「湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

**(幼児教育課長)** 報告第42号「湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年湖西市条例第22号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和元年9月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この条例は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、改めるものである。改正の内容は、根拠法の項ずれの整備のほか、保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保を不要とするもの、また、小規模保育事業所等が設定する連携施設の確保の経過措置期間を5年延長するものである。連携施設とは、小規模保育事業所等は2歳児までが利用できる施設であるため、3歳児の受け入れ先を施設が設定するものである。湖西市においては、4月の保育園・こども園の入園調整の際には、小規模保育事業所の2歳児はその他の新規入園児に優先して3歳児の空きがある園に入園できるようにするので、すぐに連携施設の設定を行う必要はない。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。どこの保育園施設か。

**(幼児教育課長)** きりつ保育園である。

**(袴田委員)** きりつ保育園は、2歳児までしか利用できないため、3歳以降困らないように連携施設を優先的に設定するということか。

**(幼児教育課長)** そのとおりである。保育施設を運営している法人等が自ら連携施設を設定するのが本来だが、なかなかそこが難しいところであるので、経過措置期間を5年延長している。

**(袴田委員)** 今は受け入れ先を手配してくれるが、いずれ、自ら連携施設を探さなければならないということか。

**(幼児教育課長)** そのとおりである。なかなか難しいことなので、場合によってはさらに経過措置が延長されることも予想される。

**(河合委員)** 保護者が希望する園に入ることができるのか。

**(幼児教育課長)** 3歳児の空きが必ずあるわけではないので、希望通りいかない事も考えられる。

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第43号「新居関所史料館条例及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

**(スポーツ・文化課長)** 報告第43号「新居関所史料館条例及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例の一部改正について」、新居関所史料館条例（平成22年湖西市条例第16号）及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例（平成22年湖西市条例第17号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和元年9月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

今回の改正は、新居関所史料館の入館料について、市の統一的な基準である「公の施設に関する使用料の設定基準」を参考に算定し直した入館料金に見直すとともに字句の整理を行ったものである。また、新居関所史料館条例の改正の影響を受ける、新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例についても一部改正したものである。主な改正は、入館料の見直しを行ったもので、新たに年間パスポート料を追加した。これまで普通入館料・団体入館料としていた入館料を個人・団体の区分とし、紀伊国屋資料館と併せて利用しようとする場合の普通入館料を新入館料で共通入館料と区分した。新しく年間

パスポート料を設定したが、大人1,000円としたのは、今回の改正で共通入館料を1回500円としたので、2回以上来ていただくことを想定し設定した。また、第7条と第10条の改正は、入館料の徴収と損害賠償にかかる事務については本来、市長の行うべき事務とされていることから、事務の主体を教育委員会から市長に改正したものである。そのほかは、字句を整理している。新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例の改正については、第7条の改正のとおり新居関所史料館条例と同じく入館料の徴収を教育委員会から市長に改正し、そのほかは字句を整理している。紀伊国屋資料館の入館料は、これまでと同様の金額で据え置いており、共通入館料・年間パスポート料の区分を新しく設定したものである。

なお、附則でそれぞれの条例第7条第1項の入館料にかかる改正箇所は令和2年4月1日からの施行とし、それ以外の字句の整理などの改正箇所は公布の日から施行することとしている。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(佐原委員)** 来年の4月1日からは、年間パスポートを使えば年間入館料は1,000円ですむという事か。

**(スポーツ・文化課長)** そのとおりである。

**(佐原委員)** 1,000円とした理由は。

**(スポーツ・文化課長)** 新居関所史料館及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館に来館される方は大体1回限りである。企画展示会を年5回程度開催しているので、そういった展示時に来館しやすくなると思った。また、博物館等はあまりないが、他の動物園等の施設では大体、2、3回の入園料が年間パスポート料と同程度となっている点も参考とした。

**(佐原委員)** 年間パスポートについては、とてもよい案だと思う。例えば、遠方から来客があった場合など新居関所を案内する方は多いと思うが、自分が年間パスポートを持っていれば何度でも案内することができる。

**(河合委員)** 新居関所史料館と新居宿旅籠紀伊国屋資料館の両方で使用できるので、共通年間パスポートとした方が分かりやすいのではないか。誤解が生ずることはないか。

**(スポーツ・文化課長)** 実物の年間パスポートには、新居関所史料館と新居宿旅籠紀伊国屋資料館の共通利用であることが明記されているので、そのような運用で対応したい。

---

**(渡辺教育長)** 続いて、議案第18号「湖西市立学校の校医等に関する規程の制定について」、事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 議案第18号「湖西市立学校の校医等に関する規程の制定について」、湖西市立学校の校医等に関する規程を別紙のとおり制定したいので承認を求める。令和元年9月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この規程は、湖西市立学校の校医等に関する内容について新たに制定するものである。これまで、湖西市立幼稚園、小学校、中学校の校医、園医について、委嘱に関する規程がなく委嘱方法や職務について明確に定めがなかった。それらを明確にするためにこの規程を制定する。以上、規定の制定についてご審議をお願いするものである。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

**(渡辺教育長)** 質疑がないようであれば、議案第18号「湖西市立学校の校医等に関する規程の制定について」採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(渡辺教育長)** 挙手全員である。よって、議案第18号「湖西市立学校の校医等に関する規程の制定について」は原案のとおり承認された。

---

**(渡辺教育長)** 続いて、議案第19号「市長の権限に属する事務の委任に係る協議について」、事務局の説明を求める。

**(スポーツ・文化課長)** 議案第19号「市長の権限に属する事務の委任に係る協議について」、湖西市長から別紙のとおり、市長の権限に属する事務の委任に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく協議があったので、教育委員会の意見を求める。令和元年9月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

地方自治法第180条の2では、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長(教育委員会にあつては、教育長)、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる」とされている。今回の協議はこの規定に基づき、市長の権限に属する事務を教育委員会が委任を受けようとするものである。今回の委任を受けようとする市長の権限に属する事務は、先ほど報告した新居関所史料館条例第7条及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館第7条の入館料に関する事務である。それぞれの条例第7条には、入館料の徴収、額の増額、減免に関する事務について規定されているが、入館料に関する事務については、事務の効率性を図る上で教育委員会が行うことが適当と考える。そこで、この後の議案第20号で審議をお願いするが、新居関所史料館条例施行規則及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例施行規則を一部改正して事務執行することで、委任事務を受諾することについてご審議をお願いするものである。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

**(渡辺教育長)** 質疑がないようであれば、議案第19号「市長の権限に属する事務の委任に係る協議について」採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(渡辺教育長)** 挙手全員である。よって、議案第19号「市長の権限に属する事務の委任に係る協議について」は原案のとおり承認された。

---

**(渡辺教育長)** 続いて、議案第20号「新居関所史料館条例施行規則及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

**(スポーツ・文化課長)** 議案第20号「新居関所史料館条例施行規則及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例施行規則の一部改正について」、新居関所史料館条例施行規則（平成22年湖西市教育委員会規則第6号）及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例施行規則（平成22年湖西市教育委員会規則第7号）の一部を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和元年9月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

今回の条例施行規則の改正は、新居関所史料館条例及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例を一部改正したことにあわせ、一部改正するものである。新居関所史料館条例施行規則第2条は年間パスポート料を新設したことにあわせ、年間パスポートの様式を追加した。それに伴い、以下の様式の号を繰り下げている。新居関所史料館条例施行規則第3条第3号及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例施行規則第3条第2号は、年間パスポート料の導入により減免規定を見直し、市内65歳以上の減額規定を廃止したものである。

なお、これらの条例施行規則はそれぞれの条例にあわせ、令和2年4月1日から施行することとしている。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(佐原委員)** 65歳以上の減額規程を廃止するということか。

**(スポーツ・文化課長)** そのとおりである。5割相当額の減額を廃止するということである。

**(佐原委員)** 年間パスポートの導入により減額規程を見直したということか。

**(スポーツ・文化課長)** 市内の他の施設において、65歳以上を対象として減額を行っている施設はないため、この改正で他の施設と整合をとり、代わりに年間パスポートで対応していただくというものである。

**(佐原委員)** 65歳以上の方の利用はどれくらいあるのか。

**(スポーツ・文化課長)** 平成30年度実績であるが、新居関所史料館においては年間全体で約2万2,700人の来館があるが、そのうち65歳以上の減額利用者は46人である、また新居宿旅籠紀伊国屋資料館においては年間全体で約1万2,400人の来館で、そのうち65歳以上の減額利用者は40人である。

**(渡辺教育長)** 他に質疑がないようであれば、議案第20号「新居関所史料館条例施行規則及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例施行規則の一部改正について」採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(渡辺教育長)** 挙手全員である。よって、議案第20号「新居関所史料館条例施行規則及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり承認された。

認された。

---

**(渡辺教育長)** 続いて、議案第21号「湖西市立幼稚園保育料徴収規則の廃止について」、事務局の説明を求める。

**(幼児教育課長)** 議案第21号「湖西市立幼稚園保育料徴収規則の廃止について」、湖西市立幼稚園保育料徴収規則（平成27年湖西市教育委員会規則第3号）を別紙のとおり廃止したいので承認を求める。令和元年9月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この規則は、幼児教育・保育の無償化により幼稚園の保育料を徴収する必要がなくなるため、先ほどの報告第41号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について」の第5条 湖西市立幼稚園保育料徴収条例の廃止に伴い、廃止するものである。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

**(渡辺教育長)** 質疑がないようであれば、議案第21号「湖西市立幼稚園保育料徴収規則の廃止について」採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(渡辺教育長)** 挙手全員である。よって、議案第21号「湖西市立幼稚園保育料徴収規則の廃止について」は原案のとおり承認された。

---

**(渡辺教育長)** 本日の案件については、これをもって全て終了した。

これにて、令和元年9月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後2時55分終了